

明監報第13号

財政援助団体等（補助金交付団体）監査結果報告のこと

地方自治法第199条第7項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成30年11月26日

明石市監査委員 藤本一彦

同 星川啓明

同 久枝陽一

同 林健太

財政援助団体等（補助金交付団体）監査の結果について

1 監査の対象

一般社団法人明石観光協会

2 監査の期間

平成30年8月24日から平成30年11月26日まで

3 監査の対象範囲

主として、市が補助金として財政的援助をしているものに係る平成29年度における出納その他の事務

4 監査の方法

監査の実施に当たっては、一般社団法人明石観光協会（以下「観光協会」という。）から提出された資料に基づき、会計諸帳簿、伝票、証書類等を調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、明石市が交付した補助金が、その目的に沿って有効かつ適正に執行されているかについて監査を実施した。

5 団体の概要

(1) 設立の趣旨

観光協会は、明石市における観光事業の振興を図り、地域の産業経済の発展と市民文化の向上に資することを目的に、昭和8年12月に設立され、平成26年8月6日に一般社団法人化された。

(2) 事業の概要

① 所在地 明石市東仲ノ町6番1号
(アスピア明石北館7階)

② 主な事業

- ア 観光客の誘致及び観光宣伝
- イ 観光素材の開発及び活用
- ウ 観光情報の収集及び提供
- エ 観光集客イベント等の主催及び支援協力
- オ 旅行業法に基づく旅行業
- カ 酒類等特産品の販売
- キ 明石市等からの委託による事業の実施
- ク その他観光協会の目的を達成するために必要な事業

(3) 本市との関係等

平成29年度は、本市からの運営補助金として、87,055,000円を執行した。

平成29年度末日現在の組織は、役員23名（会長1名、副会長2名、専務理事1名、理事17名、監事2名）、事務局職員22名をもって構成されている。

なお、明石市からは、事務局職員6名（内1名は役員兼務）を派遣している。

6 監査の結果

今回の監査の結果は、以下のとおりである。

明石観光協会運営事業補助金

補 助 金 額	87,055,000円
交付申請日	平成29年5月25日
交付決定日	平成29年6月 1日
受 領 日	平成29年6月15日
補助の目的	明石市の観光振興を目的とした各種事業を実施すること。明石観光協会組織の拡充を図ること。

補助金に係る事務について関係書類を調査したところ、補助金は補助目的に沿って執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じられたい。